二　（略）
（削る。）
三～五　（略）
六　合板及び単板積層材の単板消費量、生産量及び在庫量
七　集成材及び直交集成板のラミナ消費量、生産量及び在庫量
2・3　（略）
（報告）
第十三条　地方農政局長は、基礎調査のうち素材、製材品、木材チップ及び合板にあっては統計調査員が作成し、又は第十条第一項の規定により送付された調査票（以下「基礎調査票」という。）に基づき都道府県別の集計を、月別調査にあっては第十条第二項の規定により送付された調査票（以下「月別調査票」という。）に基づき都道府県別の集計を行うとともに、これらの集計結果並びに基礎調査票及び月別調査票の内容を収録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成し、電子情報処理組織を使用して集計結果を農林水産大臣に送付しなければならない。
2　地方農政局長は、基礎調査のうち単板積層材、集成材及び直交集成板に係る基礎調査票の内容を収録した電磁的記録を作成し、電子情報処理組織を使用して農林水産大臣に送付しなければならない。
3　前二項に規定するもののほか、調査の報告に関し必要な事項は、農林水産大臣が定める。
（結果表の作成）
第十四条　（略）
2　農林水産大臣は、前条第二項の規定により送付された電磁的記録に収録された基礎調査票の内容に基づき、全国結果表を作成する。
（結果の公表）
第十五条　農林水産大臣は、前条の全国結果表の概要を、基礎調査にあっては調査期日の属する年（以下「調査年」という。）の翌年四月末日までに、月別調査にあっては調査期日後一月以内に公表するとともに、これらの詳細については逐次公表する。
（電磁的記録の保存）
第十六条　農林水産大臣は、第十四条第一項及び第二項の規定により作成した全国結果表の内容を収録した電磁的記録を永久に保存する。
2　地方農政局長は、第十三条第一項及び第二項の規定により作成した集計結果、基礎調査票及び月別調査票の内容を収録した電磁的記録を永久に保存しなければならない。

附　則

（施行期日）
第一条　この省令は、平成三十年一月一日から施行する。
（関係書類の保存に関する経過措置）
第二条　この省令による改正前の木材統計調査規則第十三条第一項の規定により送付された森林計画区別の集計結果及び基礎調査票の内容を収録した電磁的記録の保存については、なお従前の例による。

二　（略）
三　従業者数
四～六　（略）
七　合板の生産量及び在庫量
（新設）
2・3　（略）
（報告）
第十三条　地方農政局長は、基礎調査にあっては統計調査員が作成し、又は第十条第一項の規定により送付された調査票（以下「基礎調査票」という。）に基づき都道府県別及び森林計画区（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第七条第一項の規定により定められた森林計画区をいう。以下同じ。）別の集計を、月別調査にあっては第十条第二項の規定により送付された調査票（以下「月別調査票」という。）に基づき都道府県別の集計を行うとともに、これらの集計結果並びに基礎調査票及び月別調査票の内容を収録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成し、電子情報処理組織を使用して農林水産大臣に送付しなければならない。
（新設）
2　前項に規定するもののほか、調査の報告に関し必要な事項は、農林水産大臣が定める。
（結果表の作成）
第十四条　（略）
（新設）
（結果の公表）
第十五条　農林水産大臣は、前条の全国結果表の概要を、基礎調査にあっては調査期日の属する年（以下「調査年」という。）の翌年四月二十日までに、月別調査にあっては調査期日後一月以内に公表するとともに、これらの詳細については逐次公表する。
（電磁的記録の保存）
第十六条　農林水産大臣は、第十三条第一項の規定により送付された基礎調査票及び月別調査票の内容を収録した電磁的記録並びに第十四条の規定により作成した全国結果表の内容を収録した電磁的記録を永久に保存する。
2　地方農政局長は、第十三条第一項の規定により集計した都道府県別及び森林計画区別の集計結果の内容を収録した電磁的記録を永久に保存しなければならない。